

野洲市人事行政の運営等の状況公告について

野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野洲市条例第4号）第6条の規定により人事行政の運営の状況の概要を公表する。

平成27年10月26日

野洲市長 山仲 善彰



◆平成27年度の給与及び職員等の状況

*給与制度総合的見直しの見送り

*地域手当を不支給

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (度末)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	%
26年度	50,768	19,027,719	3,892,197	20.4
25年度	50,733	20,450,076	3,722,375	18.3

○人件費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
27年度	424人	1,597,922	310,908	605,074	2,513,904	5,929
26年度	415人	1,622,179	301,208	585,703	2,509,090	6,046

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外勤務手当などを含む

○給与費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などは含まない

2 一般職の給料等の状況（平成27年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

区分		平均給料月額	平均年齢	区 分	平均給料月額	平均年齢
27年度	一般行政職	332,300円	44.2歳	技能労務職	325,700円	52.5歳
26年度	一般行政職	336,300円	44.7歳	技能労務職	324,500円	52.1歳

○100円未満四捨五入

(2) 職員の初任給の状況

区 分		初任給	国の基準
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	174,200円
	高 校 卒	146,500 円	142,100円
技能労務職	高 校 卒	142,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満	経験年数 30年以上 35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	282,600 円	321,300 円	360,900 円	389,400 円	412,100 円	419,100 円
	高校卒	—	289,800 円	332,900 円	361,400 円	386,900 円	402,300 円
技能労務職	高校卒	218,300 円	—	303,800 円	335,500 円	367,700 円	379,300 円
	中学卒	—	—	—	—	343,700 円	356,700 円

○100円未満四捨五入

(4) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
標準的な職務内容	主事 主事補 技師 技師補	主事 技師	主査 主任	専門員 主査
職員数	17 人	27 人	85 人	47 人
構成比	6.4%	10.1%	31.8%	17.6%

区分	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	課長補佐	次長 課長	部長	
職員数	34 人	48 人	9 人	267 人
構成比	12.7%	18.0%	3.4%	100%

○市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

○標準的な職務内容とは、代表的な補職名

3 職員の手当の状況（平成27年4月1日現在）

(1) 期末手当・勤勉手当

		期末手当	勤勉手当
6 月期	一般職	1.225 月分	0.675 月分
	再任用	0.65 月分	0.325 月分
12 月期	一般職	1.375 月分	0.825 月分
	再任用	0.80 月分	0.375 月分
計	一般職	2.60 月分	1.50 月分
	再任用	1.45 月分	0.70 月分

○期末・勤勉手当の支給月数は平成26年度実績月数

○職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

(2) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	21.62月分	27.025月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	52.44月分
※ 一人当たり平均支給額 19,487千円 (退職者23人 平均勤続年数 32年)			

○一人当たり平均支給額は、前年度に退職手当を支給した平均額

(3) 特殊勤務手当

手当の種類	7種類
代表的な手当	感染症病防疫作業に従事した場合
	クリーンセンター業務の焼却炉内の点検作業に従事した場合

(4) 時間外勤務手当

平成26年度	総支給額	144,870千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	477千円
平成25年度	総支給額	130,820千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	440千円

(5) その他の手当

■扶養手当

配偶者 13,000円

配偶者以外の扶養親族 6,500円

(ただし、配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人については11,000円)

16歳から22歳までの子がある場合の加算額 5,000円

○国の制度・・・市と同じ

■住居手当

借家居住者 月額12,000円を超える家賃について 100円～27,000円

○国の制度・・・市と同じ

■通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2km～距離に応じて 2,000円～31,600円

自動車等を駐車するための施設を利用している場合

利用料金の1/2(上限4,000円)を支給

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000円以下 全額支給(支給単位月毎)

※1月当たりの運賃は、55,000円を限度とする

○国の制度・・・市と同じ

自動車等を駐車するための施設を利用している場合 制度なし

■管理職手当

支給対象職員割合	26.9%
1人当たり平均支給月額	57,900円

○管理職手当は、定められた職責に応じて定額支給

4 特別職の報酬等の状況（平成26年度実績）

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
市 長	812,000 円	6 月期 1.40 月分
副市長	721,000 円	1 2 月期 1.70 月分
教育長	661,000 円	計 3.10 月分
議 長	380,000 円	6 月期 1.40 月分
副議長	330,000 円	1 2 月期 1.70 月分
議 員	300,000 円	計 3.10 月分

○ 給料・報酬の月額欄の左の額は、平成26年度末の条例本則の額

○ 副市長は、平成22～26年度の支給実績なし

○ 期末手当月数は、平成26年度実績月数

○ 平成27年度6月期の期末手当の支給

市長、教育長 1.475 月分（0.075 月分増）

議長、副議長、議員 1.475 月分（0.075 月分増）

※（ ）内は昨年度比

5 職員数ならびに採用、退職、および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況等

（単位：人）

部 門		H26	H27	増減
一般行政部門	議会	4	4	—
	総務企画	85	81	△4
	税務	17	22	5
	民生	100	96	△4
	衛生	29	33	4
	労働	2	2	—
	農林水産	11	11	—
	商工	4	4	—
	土木	32	33	1
	小計	284	286	2
特別行政部門	教育	122	122	—
	小計	122	122	—
普通会計計		406	408	2
公営企業等会計部門	水道	5	6	1
	下水道	5	5	—
	その他	22	22	—
	小計	32	33	1
合 計		438	441	3

※平成26年度は、教育長を含む。

(2) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		任命権者の別	市職員全体
採用	平成 26 年 4 月 2 日～ 平成 27 年 3 月 31 日		0
	平成 27 年 4 月 1 日		3 2
	合 計		3 2
退職	平成 26 年 4 月 2 日～ 平成 27 年 3 月 31 日		2 8
	平成 27 年 4 月 1 日		0
	合 計		2 8

(3) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項 目	部長級	次長級	課長級	課長・補 佐長・園幹 長級	専門員級	主査・主 任保・育 士・教務 主任級	一般職 員級	合 計
異動者	4	1 0	1 5	2 1	1 1	1 4	3 7	1 1 2
昇任者	5	6	9	1 5	1 4	1 0	1 0	6 9

- 平成 27 年 4 月 1 日付け人事異動によるもの
- 異動者は、新規採用及び同所属での昇任を含まない
- 昇任者は、同所属での昇任を含む

6 分限および懲戒処分 of 状況

(1) 分限処分の状況 (平成 26 年度)

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため 職務遂行に支障が ある場合		職に必要な的確性 を欠く場合		廃職または過員を 生じた場合		計
降 任	免 職	降 任	免 職	降 任	免 職	降 任	免 職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

(単位：人)

心身の故障のため、 長期の休養を要す る場合	刑事事件に関し 起訴された場合	学術に関する研究 等に従事する場合	災害等により行方 不明になった場合
5	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況 (平成 26 年度)

(単位：人)

免 職	停 職	減 給	戒 告
0	2	1	0

7 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成26年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 1件（人事院勧告に関する措置の要求。平成27年4月30日取下げ）
- (2) 不服申立て 該当事案なし

8 人材育成に関する状況

(1) 主な研修の実績等（平成26年度）

(ア) 内部研修

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数・回数（延べ）
人権問題研修 （全体研修）	各職員が、人権問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	390人
コンプライアンス研修 （階層別研修）	公務員として必要なコンプライアンスに対する正しい理解を深めるとともに、倫理意識の向上により、健全な業務遂行を行うための意識の醸成を図る。	65人
情報セキュリティ研修 （全体研修）	情報セキュリティ対策の必要性及び重要性に対する認識を深めるとともに改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	335人
土木事業実務研修 （集合研修）	土木事業の流れ、ルール等を理解し、適正な土木実務の執行を図るとともに、事業における現場監督員としての注意点や心構えを学び、実務能力の向上を図る。	19人
不当要求対策研修 （集合研修）	不当要求の実態と対応方法等について学び、対処方法を習得することにより、不当要求等への対応力を高め、公務の適切かつ円滑な執行の確保を図る。	85人
土砂災害講習会 （集合研修）	近年の土砂災害の発生状況等を知り、今後の水防活動や警戒避難体制の充実を図るため、関係職員の意識高揚と非常時における対応力の向上を図る。	30人
人権問題研修 （集合研修）	各職員が、人権問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	69人
救命研修 （集合研修）	不測の事態に的確に対応できるようAEDの取扱い方法を含めて職員の資質向上を図る。	29人
ハラスメント防止研修 （集合研修）	ハラスメント防止について正しい理解を持ち、ハラスメントを発生させない職場体制を目指すとともに職員の資質向上を図る。	69人
政策形成研修 （公募型研修）	職員同士が幅広い視野でまちの課題について調査・研究し、魅力あるまちづくりや市民満足度の向上のために考える過程を通じて政策形成能力を習得する。	40人
職場研修 （各職域）	人権問題、接遇等のテーマについて、職員の意識高揚と資質向上を図る。	193回

(イ) 外部研修機関への派遣研修（滋賀県市町村職員研修センター等）

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
課長級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	10人
課長補佐級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	12人
係長級職員（1部・2部）研修	自治体や企業の先進的な取り組みを学ぶとともに、リーダーの役割を体系的に理解し、マネジメントに関する原理原則を習得する。	28人
現任職員（1部・2部・3部）研修	自治体職員に必要な政策法務等について学ぶとともに、コミュニケーション能力等の向上を図る。	20人
新任職員研修	自治体職員としての自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	22人
J K E T 指導者養成研修	J K E T 研修指導に有用な知識を学ぶとともに、その研修講師として指導方法を習得する。	1人
クレーム対応指導者養成研修	クレーム対応指導に有用な知識を学ぶとともに、その研修講師として指導方法を習得する。	1人
接遇指導者研究会	接遇指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	1人
J S T 指導者研究会	J S T 研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	1人
公務員倫理指導者研究会	公務員倫理指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	3人
研修プランナー研修	職員研修の担当者として基本的な知識および論理を習得し、研修企画力の向上を図る。	1人
研修管理者研修	職員研修の重要性を認識し、職員研修のあり方について理解を深め、人材育成の方法について学ぶ。	1人
契約事務担当職員研修	契約事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	1人
徴収事務基礎研修	徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	1人
私債権等徴収事務研修	私債権等徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2人
公会計担当職員研修	公会計担当職員の財務書類作成・分析に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2人
給与事務担当職員研修	給与事務担当職員の実務能力の向上を図る。	2人
社会福祉主事資格認定通信課程	社会福祉主事としての資格認定を通じ、実務能力の向上を図る。	1人

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
介護支援専門員研修	介護支援専門員の実務能力の向上を図る。	2人
橋梁技術（初級）研修	橋梁担当職員の実務能力の向上を図る。	1人
都市幹部職員研修	幹部職員としての広い視野を養い、意識高揚を図る。	6人
講座・セミナー各種	高いコミュニケーション能力を持ち、分権時代の新たな地方自治を担える職員の育成を目的としたセミナーなどに参加する。	23人
びわこ南部地域人権啓発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	55人
人権教育研究大会等	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	254人
通信教育受講助成	職員の自己啓発受講に対する助成を通じ、職員の資質向上を図る。	1人
ボランティア研修	障がい児スプリング・サマースクールでのボランティア体験を通じ、職員の資質向上を図る。	25人

9 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成26年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（H27 採用内定者）	27人
定期健康診断	全職員	373人

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成16年野洲市条例第43号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会は会員の掛金でのみで福利厚生事業を実施しており、財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

項 目		互助会	職員互助会
会員数	平成26年4月1日現在		588人
	平成27年4月1日現在		599人
掛金額	平成26年度決算額		18,770千円
	平成27年度予算額		18,265千円
負担金	平成26年度決算額		6,228千円
	平成27年度予算額		6,366千円

※職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成26年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	18	0	18

※認定件数には、嘱託職員、臨時職員による分も含まれています。